

## 鳥取大学修学支援事業基金 令和2年度事業計画

### 1. 事業方針

- ①鳥取大学修学支援事業基金規則に規定された4事業のうち、既存の経済的支援策で十分に対応できていないものに優先して取り組むものとする。
- ②令和2年度は、授業料等減免事業として、新型コロナウイルス感染拡大の影響で、アルバイト等による収入が減少し、経済的に困難な学生向けに独自の支援策を実施する。
- ③奨学金事業は、例年どおり学資を給付する。

### 2. 収入

令和元年度から繰越	9, 8 2 2 千円
令和2年度収入（見込）	2, 0 0 0 千円
合 計	1 1, 8 2 2 千円

【参考】令和元年度収入（平成30年度からの繰越6, 1 1 4千円を含む）1 1, 3 2 2 千円

### 3. 支出

事業名称	事業内容	予算額（千円）
a 授業料等減免事業	授業料、入学料又は寄宿料の全部又は一部の免除その他学生等の経済的負担の軽減を図る。	7, 5 0 0
b 奨学金事業	学資を給付又は貸与する。	1, 5 0 0
c 留学支援事業	教育研究上の必要があると認めた学生等による海外への留学に係る費用を負担する。	0
d TA、RA事業	学生の資質を向上させることを主たる目的として、学生を教育研究に係る業務に雇用するために係る経費を負担する。	0
合 計		9, 0 0 0

- ①収入見込額を勘案し、令和2年度の事業総額を9, 0 0 0（千円）とする。
- ②上記事業のうちa（授業料等減免事業）は、新型コロナウイルス感染拡大の影響で、アルバイト等による収入が減少し、経済的に困窮し、支援を必要としている学生（学部生、大学院生）への緊急的措置として、学生1人につき3万円を給付する。
  - ・事業の対象となる学生は、全学生を対象に給付金支給のための緊急調査（新型コロナウイルス対策としての経済状況等調査）を実施し、困窮度が高いと認められる者とする。
- ③上記事業のうちb（奨学金事業）は、外部機関による貸与型に多くを頼っている現状であるため、予算を給付型奨学金に充てる。
  - ・家計の困窮度が高い学生の修学費を支援するものとして、学生1人につき3万円を給付する（昨年度と同規模とし、事業に対する学生の認知や事業の定着を図る）。
  - ・事業の対象となる学生は、経済的理由により修学が困難な者（日本学生支援機構第一種奨学金の家計基準に拠る）に限る。
- ④ ②及び③の選考は学生生活支援委員会において行う。